

# 長沼町特定空家等解体支援助成金交付要綱

令和元年8月1日

制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、管理不全な特定空家等の解消及び跡地活用を促進するため、町内に存する特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に係る解体及び除却に要する費用の一部を助成するため、長沼町特定空家等解体支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(助成対象空家等)

第3条 助成の対象となる特定空家等（以下「助成対象空家等」という。）は、町内に存する放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある特定空家等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 法第14条第1項の規定による指導又は同条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等であること（同条第3項の規定による命令の対象となった特定空家等を除く。）。
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 故意に破損させたものでないこと。
- (5) 石綿（アスベスト）含有建材の有無についての事前調査をしていること。
- (6) 所有権以外の権利が設定されていないこと（所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利者から解体について同意を得られているものは除く。）。
- (7) 過去に当該助成対象空家等と同一の敷地内にある特定空家等について、助成金の交付を受けて解体したことがないこと。
- (8) 別表の周辺への危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当すること。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象空家等の解体を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

- (1) 助成対象空家等の所有者又は相続人その他解体及び除却に関し権限を有すると町長が認める者であること。この場合において、共有者又は相続人等が複数いる場合は、全員の同意があること。
- (2) 町民税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は長沼町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第30号）第7条第1項に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

(助成対象工事)

第5条 助成金の交付の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、助成対象者が請負契約を締結する助成対象空家等の解体及び除却に係る工事であって、町内業者に請け負わせるものとする。

- 2 前項の町内業者は、町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた建設業者
  - (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体工事業者（ただし、助成対象者との工事請負契約額が500万円未満のものに限る。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、助成対象工事としない。
  - (1) 他の制度による助成金又は補償金の交付を受け、又は受けようとする工事
  - (2) 助成対象空家等の一部のみを解体する工事
  - (3) その他町長が助成の対象とすることが不適當である判断した工事

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象工事に要する費用とする。ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 助成対象空家等に存する家財道具、機械、車両等の動産の処分費
  - (2) 特定空家等の指導対象とならない附属建築物（物置、車庫等）、附属する工作物（門、塀等）、立木その他の土地に定着する物
- （助成金額）

第7条 助成金の額は、助成対象経費の5分の2の額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、50万円を限度として、これを予算の範囲内で交付する。

（事前調査）

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条の申請の前に、長沼町特定空家等解体支援助成金事前調査申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、既に町長が申請に係る空家等を特定空家等に認定している場合は、この限りでない。

- (1) 所有者等であることを証する書類
- (2) 建築物等の位置図、配置図、平面図及び現況写真
- (3) 公図又は地籍図の写し
- (4) 町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、特定空家等の現地調査を行い、助成対象空家等に該当するか否かについて判定し、その結果を長沼町特定空家等解体支援助成金事前調査判定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 申請者は、長沼町特定空家等解体支援助成金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施（変更）計画書（別記様式第4号）
- (2) 申請者の住民票
- (3) 申請者の町税の納税証明書（全税目）
- (4) 所有者等であることを証する書類（事前調査を行っていないもの）

- (5) 公図又は地籍図の写し（事前調査を行っていないもの）
  - (6) 建築物等の位置図、配置図、平面図及び現況写真（事前調査を行っていないもの）
  - (7) 工事見積書の写し（工事の内容の分かるもの）
  - (8) 解体工事の内容及び工事箇所が確認できる書類
  - (9) 特定空家等の認定通知及び指導書の写し
  - (10) 誓約書兼同意書（別記様式第5号）
  - (11) 解体同意書（別記様式第6号）（所有者、相続人及び権利者が複数いる場合）
  - (12) 石綿使用の有無に係る事前調査結果報告書の写し（参考様式）
  - (13) その他町長が必要と認める書類
- 2 前条第1項に規定する申請は、同一会計年度内において、1人につき1回とする。
- （交付決定）

第10条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を決定し、長沼町特定空家等解体支援助成金交付（不交付）決定通知書（以下「決定通知書」という。）（別記様式第7号）により申請者に通知する。

- 2 町長は、決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。
- 3 決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

（交付申請の変更等）

第11条 交付決定者は、次に掲げる内容を変更しようとするときは、速やかに長沼町特定空家等解体支援助成金交付事業変更承認申請書（別記様式第8号）及び実施（変更）計画書（別記様式第4号）に変更する内容を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事内容
  - (2) 工事金額（ただし、工事金額に対して10パーセント未満の金額の変更の場合は、不要とする。）
  - (3) 施工業者
- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を長沼町特定空家等解体支援助成金交付事業変更承認（不承認）通知書（別

記様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、助成金の交付を受ける工事(以下「助成事業」という。)を中止し、又は廃止しようとするときは、長沼町特定空家等解体支援助成金交付事業中止・廃止届出書(別記様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(助成事業の着手)

第12条 交付決定者は、長沼町特定空家等解体支援助成金交付決定通知書又は長沼町特定空家等解体支援助成金変更交付決定通知書により通知を受けた日以降に、助成事業の契約を締結し、着手しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、助成金の交付の決定があった日の属する年度の1月31日までに、長沼町特定空家等解体支援助成金工事完了実績報告書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事の状況を証する写真(施工前、施工中及び施工後)
- (3) 産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し
- (4) 助成事業に係る支払を証する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(完了検査)

第14条 町長は、前条に規定する報告書を受領したときは、当該報告書を受けた日から14日以内に当該助成事業について職員に実地検査をさせ、助成金の交付の決定内容に適合するものであるかどうかを審査し、長沼町特定空家等解体支援助成金交付事業完了検査調書(別記様式第12号)に記録するものとする。

(助成金額の確定)

第15条 町長は、前条の完了検査の結果、助成金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を交付決定額の範囲内で確定し、長沼町特定空家等解体支援助成金確定通知書(別記様式第13号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第16条 助成金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

- 2 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、長沼町特定空家等解体支援助成金交付請求書（別記様式第14号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第17条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) その他助成金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。
- 2 前項の規定は、助成金額の確定があった後においても適用するものとする。
  - 3 町長は、助成金の交付の決定を取り消したときは、長沼町特定空家等解体支援助成金交付決定取消通知書（別記様式第15号）により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 町長は、助成金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 町長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、長沼町特定空家等解体支援助成金返還命令通知書（別記様式第16号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(交付決定者の責務)

第19条 交付決定者は、助成対象空家等を解体した敷地及び助成対象外の建築物等を適正に管理するものとする。

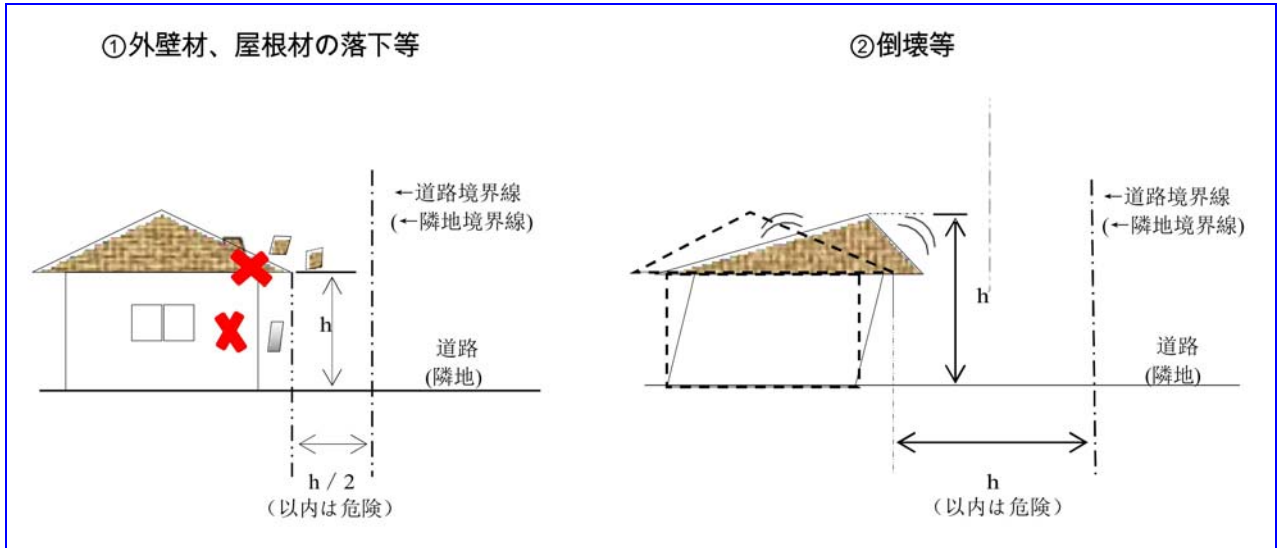
(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）



周辺への危険度判定基準表

項目	建物及び敷地の立地状況
<p>周辺への影響</p>	<p>①外壁材、屋根材の落下等</p> <p>ア 落下又は落下のおそれがある建物である。</p>
	<p>イ 落下又は落下のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が、落下又は落下のおそれのある部分の高さの2分の1以内である。</p>
	<p>ウ 隣地（現に使用されており、建築物（倉庫や納屋等継続的に人が使用しない用途のものを除く。）が存在している又は多数の人の</p>

		<p>利用があるものに限る。)</p> <p>及び道路は、落下又は落下のおそれのある部分の高さより低い位置にある。</p>
	<p>②倒壊等</p>	<p>ア 倒壊等のおそれがある建物である。</p> <p>イ 倒壊等のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が、当該建物の高さ以内である。</p> <p>ウ 隣地（現に使用されており、建築物（倉庫や納屋等継続的に人が使用しない用途のものを除く。）が存在している又は多数の人の利用があるものに限る。)</p> <p>及び道路は、落下又は落下のおそれのある部分の高さより低い位置にある。</p>
<p>1 ①又は②の項目において、それぞれア～ウの全てに該当する場合に、危険と判定する。</p>		
<p>2 借地及び3親等以内の親族が所有する土地は、隣地境界線と扱わない。</p>		
<p>3 国道、道道及び町道との境界線を道路境界線とする。</p>		

